

寺院の適切な管理運営について

- ▷ 4. 宗教法人の運営方法は寺則に定められています
- ▷ 5. 寺則を変えるには

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。

今号では、宗教法人の運営を定める寺則（宗教法人法では「規則」、浄土真宗本願寺派の各寺院では『宗教法人「〇〇寺」寺則』となります）について、「4. 宗教法人の運営方法は寺則に定められています」「5. 寺則を変えるには」を掲載いたします。

4. 宗教法人の運営方法は寺則に定められています

(1) 寺則を確認しましょう

寺則は、寺院が宗教法人を運営するための根本原則であり、宗教法人の運営方法について、宗教法人設立時に所定の手続を経て作成し、所轄庁の認証を受けた法人規則です。言い換えますと、宗教法人の運営方法について公おおやけに示したものです。ですから、法人の運営を寺則に従って公明正大に行うことは、法人として当然の責務であり、社会的な信用を損な

わないよう適正な管理運営が求められます。（宗教法人法第18条第5項）

(2) もし、寺則を紛失していたら

寺則は、寺院の運営にとって絶対欠かせないものです。万一、寺則を紛失していたら、直ちに所轄庁に相談して、規則の謄本の交付を受けてください。

また、宗派に届出られている寺則の写しを交付することも可能ですので寺院活

動支援部までご相談ください。

※寺則（写）交付申請書（お寺の情報箱（ホームページ）に掲載）

(3) 寺則と現状を見比べてください

寺則に定めてある内容と運営の実情は一致していなければなりません。

もし、一致していなければ、①運営方法を寺則の規定に合わせる、②寺則を実情に合うように変更する、のいずれかの処理が必要です。

なお、寺則は法人内部で変更しても、変更したことはありません。寺則を更

更する場合については、後述の「5. 寺則を変えるには」を参照ください。

(4) 寺則の備え付け

寺則は、法人の事務所に常に備え付けておかなければなりません。

寺則は、しまいこむものでなく、必要などきは、いつでも参照できる状態にあることが望ましいのです。ただ、寺則は重要なものですから、その原本は厳重に保管し、原本をコピーするなどして、それを普段は使用されることをお勧めします。（宗教法人法第25条第2項）

要が生じ、寺則を変更しなければならぬ場合も想定されます。実際の運営と寺則を一致させる必要があります、寺則を変更する場合、法定の手続を行う必要があります。

寺則を変更するには、まず法人内部の手続があり、門徒総代の同意を得たうえで、責任役員会の議決を経る必要があります。しかも、責任役員会の議決は、通常の事務決定の過半数ではなく3分の2以上とするなど重くしています。（宗教法人法第26条、寺則準則第38条）

5. 寺則を変えるには

寺則は、法人の目的、組織、管理運営の根本原則を宗教法人法にのっとり、法人自身が定めたものであり、法人の業務運営は、この寺則に従って行わなければなりません。宗教法人法では、「代表役員及び責任役員は、常に法令、規則や当該宗教法人を包括する宗教団体（浄土真

宗本願寺派）の規則等に従い、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかると定めています。（宗教法人法第18条第5項）

寺則は、法人の運営の要かなめをなすものでありますが、時の推移や実際の運営状況に照らし、運営に改善や工夫を加える必

要が生じ、寺則を変更の手続が完了したら、宗派の総長の承認を得たうえで、所轄庁に認証のための申請手続をとらなければなりません。その認証申請には、「規則変更認証申請書」に「変更しようとする事項を示す書類」、「規則の変更の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類（責任役員会議事録等）」などを添えて提出することが必要です。なお、寺則変更は、規則変更認証書の交付によってその効力を生じます。（宗教

法人法第27条、第28条、第30条・寺則準則第38条

また、寺則に定める一定の事項（目的、名称、事務所の所在地、公告の方法等）は、登記しなければ第三者にそのことを対抗できないため、これらの登記を必要とする事項の寺則変更の場合は、所轄庁の認証を得た後に速やかに登記する必要があります。（宗教法人法第8条）

※寺則変更承認申請書（お寺の情報箱（ホームページ）に掲載）

以上の手続を図解すれば、下のようになります。

寺則変更の手続の順序

